

議案第114号

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年4月26日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年静岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の20の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。